

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第50号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年2月26日 12時30分ごろ	
発生場所	長崎県佐世保市宇久島南西方の寺島東岸 相瀬灯台から真方位315° 2,600m付近 (概位 北緯33° 15.0′ 東経129° 04.5′)	
事故等調査の経過	平成23年6月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 漁船 20 <sup>あらん</sup> 亜蘭、19トン 船舶番号、船舶所有者等 NS2-23399（漁船登録番号）、有限会社はまだ漁業	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士 甲板員、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	バルバスバウに亀裂、船底及びシューピースに擦過傷、並びにプロペラ、プロペラシャフト及び舵に曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、甲板員が操船し、船首約1.0m、船尾約1.5mの喫水で約10ノットの対地速力として自動操舵により宇久島南方の小値賀瀬戸 <sup>おぢか</sup> を西進した。 甲板員は、同瀬戸に入った頃から考え事をしていて見張りを行っていなかったことから、寺島東岸に向かって航行していることに気付かず、平成23年2月26日12時30分ごろ、寺島東岸に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4 海象：潮汐 上げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、小値賀瀬戸を自動操舵により西進中、船橋当直中の甲板員が、考え事をしていて見張りを行っていなかったことから、寺島東岸に向かって航行していることに気付かず、寺島東岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、小値賀瀬戸を自動操舵により西進中、船橋当直中の甲板員が、考え事をしていて見張りを行っていなかったため、寺島東岸に向かって航行していることに気付かず、寺島東岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	